

【広島県】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	2,194	2,229	2,231	2,222	2,208
② 予備機を含む整備上限台数	2,523	2,563	—	—	—
③ 整備台数	—	2,563	—	—	—
④ ③のうち 基金事業によるもの	—	2,563	—	—	—
⑤ 累積更新率	—	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	—	334	—	—	—
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	—	334	—	—	—
⑧ 予備機整備率	—	15%	15%	15%	15%

(端末の整備・更新計画の考え方)

- ・ 令和7年度に全ての更新を行う。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

- 対象台数：2,149台
- 処分方法：整備端末の借入契約受託事業者による引き取り
- 端末のデータの消去方法：事業者が実施
- スケジュール（予定）：端末の更新整備時に事業者へ引き渡す
- その他特記事項：事業者に対して、令和5年10月26日付け文部科学省・経済産業省・環境省事務連絡「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」の趣旨を踏まえた対応についての協力を依頼する。